

管理 No.	F055
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課  
 (自立支援給付係 / 内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	受給者証の再交付	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号)
	根拠規定条項	第16条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) / 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年厚生労働省令第19号)
	基準規定条項	法第16条 / 規則第23条
	審査基準	受給者証を破り、汚し、又は失った者から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第23条に定めるところにより受給者証を交付する。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日より概ね1週間	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準（裏面追加）

	基準内容
審査基準等 補足	